	現 行	改正案
I — (1) 保険会社関係 ^{別紙様式8}	文 書 番 号 年 月 日	I — (1) 保険会社関係 別紙様式8 文 書 番 号 年 月 日
金融庁長官 殿		金融庁長官 殿
	保険会社名 代表者名 印	保険会社名 代表者名 印
子会社対象保険会社等	Fを子会社とすることに係る認可申請書	子会社対象保険会社等を子会社とすることに係る認可申請書
○○を子会社とすることについて、保険業法第 ます。	、106 条 <u>第4項</u> の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたし	○○を子会社とすることについて、保険業法第 106 条 <u>第7項</u> の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。
	主資本等変動計算書(相互会社にあっては剰余金の処分又は 動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を	 添付書類 1 別紙様式8の2 2 申請者に関する次に掲げる書類 (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあっては剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

- (2) 当該認可後における収支の見込みを記載した書類
- (3)株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類
 - ① 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - ② 株式交換契約の内容を記載した書面
 - ③ 株式交換費用を記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
- (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等 変動計算書(相互会社にあっては基金等変動計算書)その他これらの会社の最近における業務、財産 及び損益の状況を知ることができる書類
- (2) 当該認可後における申請者及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載し
- 4 申請に係る子会社対象保険会社等に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算 書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の 議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び 業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社対象保険会社等の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社対象保険会社等の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

- (2) 当該認可後における収支の見込みを記載した書類
- (3)株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類
 - ① 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - ② 株式交換契約の内容を記載した書面
 - ③ 株式交換費用を記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
- (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等 変動計算書(相互会社にあっては基金等変動計算書)その他これらの会社の最近における業務、財産 及び損益の状況を知ることができる書類
- (2) 当該認可後における申請者及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載し
- 4 申請に係る子会社対象保険会社等に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算 書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の 議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び 業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社対象保険会社等の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社対象保険会社等の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

現 行	改正案
別紙様式9 文 書 番 号 年 月 日	別紙様式9 文 書 番 号 年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
保険会社名 代表者名 印	保険会社名 代表者名 印
保険業法第106条 <u>第5項</u> に定める事由により子会社となった子会社対象保険会社等を 1年を超えて子会社とすることに係る認可申請書 〇〇を引き続き1年を超えて子会社とすることについて、保険業法第106条 <u>第5項</u> ただし書の規定に基づき、 別紙のとおり認可を申請いたします。	保険業法第106条 <u>第8項</u> に定める事由により子会社となった子会社対象保険会社等を 1年を超えて子会社とすることに係る認可申請書 〇〇を引き続き1年を超えて子会社とすることについて、保険業法第106条 <u>第8項</u> ただし書の規定に基づき、 別紙のとおり認可を申請いたします。
添付書類 1 別紙様式9の2 2 申請者に関する次に掲げる書類 (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあっては剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 当該認可後における収支の見込みを記載した書類 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類 (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 申請者及びその子会社等の当該認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載	添付書類 1 別紙様式9の2 2 申請者に関する次に掲げる書類 (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあっては剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 当該認可後における収支の見込みを記載した書類 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類 (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 申請者及びその子会社等の当該認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載

- (2) 申請者及びその子会社等の当該認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社を引き続き子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

- (2) 申請者及びその子会社等の当該認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載 した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社を引き続き子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

現 行	改正案	
別紙様式 10	別紙様式 10	
文 書 番 号	文 書 番 号	
年 月 日	年 月 日	
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿	
保険会社名	保険会社名	
代表者名 印	代表者名 印	
子会社の業務を変更することに係る認可申請書	子会社の業務を変更することに係る認可申請書	
子会社である〇〇を保険業法第106条第1項第〇号に該当する会社とすることについて、保険業法第106条	子会社である〇〇を保険業法第106条第1項第〇号に該当する会社とすることについて、保険業法第106条	
第6項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。	第9項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。	
添付書類 1 別紙様式10の2 2 申請者に関する次に掲げる書類 (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあっては剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 当該認可後における収支の見込みを記載した書類 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類 (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 当該認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 5 申請に係る子会社の役員の履歴書 6 申請に係る子会社の組織図 7 その他参考となるべき事項を記載した書類	添付書類 1 別紙様式10の2 2 申請者に関する次に掲げる書類 (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあっては剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 当該認可後における収支の見込みを記載した書類 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類 (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 (2) 当該認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 5 申請に係る子会社の役員の履歴書 6 申請に係る子会社の役員の履歴書 6 申請に係る子会社の組織図 7 その他参考となるべき事項を記載した書類	

現 行	改正案
(新設)	<u>別紙様式 32 の 2</u>
	代表者名 印 子会社対象会社以外の会社を子会社とする届出書 保険業法第 106 条第 4 項の規定により、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることとしたので、保険業法 127 条第 1 項第 8 号及び規則第 85 条第 1 項第 4 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。
	京
	子会社とする理由 (注2) 実行予定日 年月日() 5年以内に当該会社を子会社でなくなるようにするための所要の措置の内容 添付書類 1 子会社とする会社の役員の履歴書2 その他参考となるべき事項を記載した書類 (注1)「会社の状況」には、当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。) (注2)「子会社とする理由」には、当該会社を子会社とする法第106条第1項第8号又は第14号の会社の商号又は名称を明示すること。

		改	正案
別紙様式 33		別紙様式 33	
	文 書 番 号		文 書 番 号
	年 月 日		年 月 日
金融庁長官 殿		金融庁長官 殿	
	保険会社名		保険会社名
	代表者名 印		代表者名 印
子会社の議決権の取得(又は保有)届出書		子会社の議決権の)取得(又は保有)届出書
子会社の議決権を追加して取得(又は保有) 業法施行規則第85条第1項 <u>第4号の2</u> の規定	したので、保険業法 127 条第1項第8号及び保険 Eに基づき、下記のとおりお届けいたします。	子会社の議決権を追加して取得(又は保有 業法施行規則第85条第1項 <u>第4号の3</u> の規定)したので、保険業法 127 条第1項第8号及び保険 定に基づき、下記のとおりお届けいたします。
	記		記
追加して取得(又は保有)した日	年 月 日()	追加して取得(又は保有)した日	年 月 日()
子会社の商号又は名称		子会社の商号又は名称	
子会社の主たる営業所		子会社の主たる営業所	
又は事務所の所在地		又は事務所の所在地	
取得(又は保有)議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	取得(又は保有)議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
取得(又は保有)前議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	取得(又は保有)前議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
取得(又は保有)後議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	取得(又は保有)後議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
追加取得(又は保有)した理由		追加取得(又は保有)した理由	
添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類		添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類	·····································

現 行		改正案	
別紙様式 44		別紙様式 44	
	文 書 番 号 年 月 日	文書番号 年月日	
金融庁長官 殿		金融庁長官 殿	
	保険会社名 代表者名 印	保険会社名 代表者名 印	
特	殊関係者を新たに有することとなった届出書	特殊関係者を新たに有することとなった届出書	
	こ有することになったため、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法・の 4 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。	〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 4 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。	
	后	記	
商 号 又 は 名 称		商号又は名称	
本 店 又 は 主 た る営 業 所 の 所 在 地		本店又は主たる営業所の所在地	
業 務 の 内 容		業務の内容	
会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (新設)	売 上 高: 総 資 産: 経常損益: 資 本 金: 当期損益:	会 社 の 状 況	
役員の役職名及び氏名		役員の役職名及び氏名 (注 2)	
役員及び使用人の数		役員及び使用人の数	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	保有議決権数 個(総株主の議決権に対する割合 %)	
特殊関係者となる理由 (新設)		特殊関係者となる理由 (注3)	
主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)	主要株主等の構成 A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) E社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)	
実 行 予 定 日	年 月 日()	実行予定日 年 月 日()	
添付書類 その他参考となるべき事項を記 (新設) (<u>注)</u> 当該保険会社出身役員の (新設)	で載した書類 の場合には、その旨記載すること。	添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類 (注 1) 当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。) (注 2) 当該保険会社出身役員の場合には、その旨記載すること。 (注 3) 法第 106 条第 1 項第 8 号又は第 14 号の会社を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を特殊関係者とする場合には、当該法第 106 条第 1 項第 8 号又は第 14号の会社の商号又は名称、及び当該特殊関係者となる会社を概ね5年以内に特殊関係者でなくなるようにするための所要の措置についても記載すること。	